

西予市職員の懲戒処分について

分限懲戒審査委員会を開催し、当市の懲戒基準に基づいて、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分年月日 令和 7 年 5 月 30 日

2 被処分者の所属・役職・年齢・性別・処分内容・事由

所属	役職 年齢・性別	処分内容	処分事由
生活福祉部	業務員 50 歳代・男性	減給 (10 分の 1 1 箇月)	【業務処理不適正】【公文書の不適切な取り扱い】【紛失】 西予市廃棄物中間処理施設において、粗大ごみ処理手数料に係る現金出納簿、領収書控え及び現金を紛失したもの。

3 市長コメント

この度の非違行為は、公金の不適正な取り扱いに関し、極めて遺憾であり、今回の事態を厳粛に重く受けとめるとともに、関係者に大変ご迷惑をおかけしましたこと、重ねて市民の皆様の信頼を著しく失墜させることとなり、深くお詫び申し上げます。

日頃から職員に対しましては、公務員倫理の向上と法令及び服務規程の順守を徹底してきたところですが、今回の事案は、公務員としてあってはならないことであり、誠に申し訳ございません。

関係職員を懲戒処分により厳しく戒めるとともに、今後は、二度とこのようなことが起こることがないように、厳しく指導いたしました。

職員一人一人が服務規律を徹底し、問題意識と危機感を持って、市民の皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。